

株式移転に係る事前開示書類

(会社法第 803 条第 1 項第 3 号及び会社法施行規則第 206 条に定める開示書類)

2024 年 2 月 9 日

サムティ株式会社

2024年2月12日

株式移転に係る事前開示書類

(会社法第803条第1項第3号及び会社法施行規則第206条に定める開示事項)

大阪市淀川区西宮原一丁目8番39号

サムティ株式会社

代表取締役社長 小川 靖展

当社は、2024年1月24日付で作成した株式移転計画に基づき、2024年6月3日を効力発生予定日として、当社を株式移転完全子会社、サムティホールディングス株式会社（以下、「持株会社」といいます。）を株式移転設立完全親会社とする株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）を行うことといたしました。

本株式移転を行うに際して、会社法第803条第1項第3号及び会社法施行規則第206条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

記

1. 株式移転計画の内容（会社法第803条第1項第3号）

本株式移転計画書の内容は、別紙1のとおりです。

2. 会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第206条第1号）

(1) 交付する株式の相当性に関する事項

本株式移転は、当社単独による株式移転によって完全親会社である持株会社を設立するものであり、本株式移転時の当社の株主構成と持株会社の設立直後の株主構成に変化のないことから、株主の皆様の不利益や混乱を与えないことを第一義として、株主の皆様が所有する当社普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割り当てるものであり、相当であると判断しております。なお、上記理由により、第三者機関による算定は行っておりません。

(2) 株式移転設立完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式移転により設立される持株会社の資本金及び準備金の額は、以下のとおりです。

ア	資本金の額	20,725,539,002 円
イ	資本準備金の額	20,626,038,984 円
ウ	利益準備金の額	0 円

持株会社の資本金の額及び準備金の額については、法令の範囲内で定めており、持株会社の目的、規模及び資本政策等に照らして相当であると判断しております。

3. 会社法第 773 条第 1 項第 7 号及び第 8 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 206 条第 1 号）

該当事項はありません。

4. 会社法第 773 条第 1 項第 9 号及び第 10 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 206 条第 2 号）

持株会社は、本株式移転に際して、以下の表第 1 欄に掲げる基準時において当社が発行している新株予約権付社債に付された新株予約権（以下、「割当対象新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、割当対象新株予約権に代わり、割当対象新株予約権の総数と同数の、同表第 2 欄に掲げるサムティホールディングス株式会社第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債に付される新株予約権（以下、「持株会社発行新株予約権」という。）を交付いたします。持株会社は、基準時における割当対象新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する割当対象新株予約権 1 個に対して持株会社発行新株予約権 1 個の割合をもって割り当てます。

また、持株会社は、本株式移転に際し、基準時において当社が発行している第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債について、当社が社債権者に対し負担するに社債債務のうち基準日において未償還のもの全てを、サムティホールディングス株式会社第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債として承継するものとします。

これらの事項につきましては、本株式移転後も、第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の権利者に従前と可及的に同等の権利を維持していただくために、割当対象新株予約権の発行要項第 14 項第(12)号の定めに従い、第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債 1 個とサムティホールディングス株式会社第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債 1 個の経済価値が実質的に等しくなるよう定めたものであり、相当であると判断しております。

第 1 欄		第 2 欄	
名称	内容	名称	内容
第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債	別紙 2 記載	サムティホールディングス株式会社 第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債	別紙 3 記載

5. 他の株式移転完全子会社についての事項（会社法施行規則第 206 条第 3 号）

該当事項はありません。

6. 株式移転完全子会社についての事項（会社法施行規則第 206 条第 4 号）

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は、現在のところ生じておりません。

7. 本株式移転設立完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 206 条第 5 号）

該当事項はありません。

以上

株式移転計画書

サムティ株式会社（以下、「当社」という。）は、当社を株式移転完全子会社とする株式移転完全親会社（以下、「持株会社」という。）を設立するための株式移転（以下、「本株式移転」という。）を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下、「本計画」という。）を定める。

第1条（株式移転）

本計画の定めるところに従い、当社は、単独株式移転の方法により、持株会社の成立の日において、当社の発行済株式の全部を持株会社に取得させる株式移転を行う。

第2条（持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1) 目的

持株会社の目的は、別紙1の定款第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

持株会社の称号は、「サムティホールディングス株式会社」とし、英文では「SAMTY HOLDINGS Co., Ltd.」とする。

(3) 本店所在地

持株会社の本店の所在地は大阪市とし、本店の所在場所は、大阪市淀川区西宮原一丁目8番39号とする。

(4) 発行可能株式総数

持株会社の発行可能株式総数は、159,200,000株とする。

(5) 定款で定める事項

定款で定める事項は、別紙「サムティホールディングス株式会社定款」に記載のとおりとする。

第3条（持株会社の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称）

1. 持株会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は、次のとおりとする。

取締役 小川 靖展

取締役 寺内 孝春

取締役 瀧松 貴志

社外取締役 三瓶 勝一

社外取締役 河合 順子

社外取締役 大石 理嗣

2. 持株会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

社外取締役（監査等委員） 小井 光介

社外取締役（監査等委員） 小寺 哲夫

社外取締役（監査等委員） 村田 直隆

3. 持株会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。
監査法人アリア

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 持株会社は、本株式移転に際して、本株式移転により持株会社は当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）の当社の株主名簿に記載又は記録された当社の株主に対し、その保有する当社の株式に代わり、当社が基準時において発行している普通株式と同数の持株会社の普通株式を交付する。
2. 前項の規定により交付される持株会社の株式の割当てについては、基準時における当社の株主に対し、その所有する当社の株式1株につき、持株会社の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

第5条（持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

持株会社の設立日における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- （1）資本金の額
20,725,539,002 円
- （2）資本準備金の額
85,588,852,324 円
- （3）利益準備金の額
0 円

第6条（本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て並びに社債の承継）

1. 持株会社は、本株式移転に際して、以下の表第1欄に掲げる基準時において当社が発行している新株予約権付社債に付された新株予約権（以下、「割当対象新株予約権」という。）の新株予約権者（以下、「割当対象新株予約権者」という。）に対し、割当対象新株予約権に代わり、割当対象新株予約権の総数と同数の、同表第2欄に掲げるサムティホールディングス株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付される新株予約権（以下、「持株会社発行新株予約権」という。）を交付する。
2. 持株会社は、本株式移転に際して、前項の定めにより交付される新株予約権を、基準時における割当対象新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する割当対象新株予約権1個に対して持株会社発行新株予約権1個の割合をもって割り当てる。
3. 持株会社は、本株式移転に際して、以下の表第1欄に掲げる基準時において当社が発行している新株予約権付社債について、社債権者に対し当社が負担する社債債務のうち基準時において未償還のもの全てを、同表第2欄に掲げるサムティホールディングス株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債として承継し、その承継に係る社債債務の

金額は、同表第3欄に掲げる金額とする。

4. 本計画作成後持株会社の成立日までの間、割当対象新株予約権が行使された場合には、第1項ないし第3項に規定した交付及び割当てに係る持株会社発行新株予約権及び承継される社債債務について、それぞれ、当該行使に係る割当対象新株予約権の数及び当該行使に際して払い込まれた社債の金額を、交付及び割当てに係る持株会社発行新株予約権並びに承継に係る社債債務額から減じるものとする。

第1欄		第2欄		第3欄
名称	内容	名称	内容	社債債務額
第2回無担保転換社債型新株予約権付社債	別紙2記載	サムティホールディングス株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	別紙3記載	社債債務額： 12,000,000 千 円

第7条（持株会社の成立の日）

持株会社の設立の登記すべき日（以下、「持株会社の成立の日」という。）は、2024年6月3日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他事由により必要な場合はこれを変更することができる。

第8条（株式移転計画承認株主総会）

当社は、持株会社の成立の前日までに、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項につき、株主総会の決議を求めるものとする。

第9条（持株会社の上場取引所）

1. 持株会社は、持株会社の成立日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所プライム市場への上場を予定する。
2. 持株会社の設立時における株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第10条（自己株式の消却）

当社は、持株会社の成立の日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において当社の保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含む。）を、基準時まで消却するものとする。

第11条（株式移転計画の効力）

本計画は、第8条に定める当社の株主総会の承認又は本株式移転の実行のために必要な関係官庁からの認可・許可・登録・承認等が得られなかったときは、その効力を失う。

第 12 条（事情変更）

本計画の作成後、持株会社の成立の日に至るまでの間において、天変地変その他の事由により当社の財産又は経営状態に重要な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本計画の目的達成が困難となった場合には、当社は、取締役会の決議により、本株式移転に関する条件を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第 13 条（規定外事項）

本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

2024 年 1 月 24 日

大阪市淀川区西宮原一丁目 8 番 39 号
サムティ株式会社
代表取締役社長 小川 靖展